

# 出版情報関連ユニオン

## 規約・規定・内規集

### も く じ

* 規約	1
* 会費規程	12
* 団体セット共済	
* メンバーの休会に関する内規	13
* 執行委員・準組合員慶弔見舞金規程	
* 活動費規程	14
* 争議団・闘争資金に関する内規	15
* 執行委員会内規	16
* 被雇用企業に労働組合がある場合の組織原則	17
* 他団体への加盟（協議会・共闘組織）	
* 非公然から公然化に向けてのガイドライン	18
* 新個人加盟組合『出版情報関連ユニオン』趣意書	19
* 結成宣言	20
* 新出版情報関連ユニオン宣言	

規約発効：2004年9月4日

## 出版労連・出版情報関連ユニオン

〒113-0033 文京区本郷 2-10-9 富士ビル 3F

TEL&FAX 03(3816)2920

E-mail s-union@syuppan.net

URL <http://www.syuppan.net/union/>

## 出版情報関連ユニオン 規約

### 第1章 総則

#### 第1条（名称および所在地）

- 1、この労働組合は、出版情報関連ユニオン（英語名：Japan Publishing & Information General Union、以下「ユニオン」という）という。
- 2、ユニオンの事務所は、東京都文京区におく。

#### 第2条（構成）

ユニオンは、出版・情報・文化・メディア関連産業（版元・専門誌紙・取次・書店・プロダクションなど）の労働者で組織する。

#### 第3条（上部団体）

ユニオンは、日本出版労働組合連合会（以下「出版労連」という）に加盟する。

### 第2章 目的と活動

#### 第4条（目的）

- 1、すべてのユニオンメンバーの労働条件の改善・向上。
- 2、すべてのユニオンメンバーの職能技術と職能的見識の向上と、出版・文化にかかわる情報の共有と地域文化の発展への貢献。
- 3、出版・情報・文化・メディアにかかわる者としての社会的責任を自覚し、思想・言論・表現・出版の自由の擁護。
- 4、出版・情報・文化・メディア関連産業の労働者の組織化。
- 5、すべての労働者の社会的地位の向上。

#### 第5条（活動）

ユニオンは、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1、労働条件の維持・改善、および労働協約の締結・改定。
- 2、職能技術教育、および出版・文化にかかわる情報ネットワークの構築。
- 3、ユニオンメンバーならびにその家族の福利・厚生。
- 4、出版労連の産業別統一闘争の遂行。
- 5、出版・情報・文化・メディア関連労働者の組織化と要求実現の援助。
- 6、マスコミ関連・隣接の他産業の労働組合との連携・協力。
- 7、目的を同じくする諸団体との連帯・協力。
- 8、闘争資金の積立。
- 9、共済事業。
- 10、職業安定法に基づく労働者供給事業。
- 11、職業紹介事業。
- 12、その他目的達成のために必要な事業。

### 第3章 組織

#### 第6条（組織）

ユニオンは次の組織をもつ。

- 1、本部
- 2、支部

## 第1節 本部

### 第7条（本部）

本部は、執行委員会と書記局ならびに専門部で構成する。

### 第8条（書記局）

書記局は、書記長の統括の下に書記次長、書記局担当執行委員および書記局員で構成する。

### 第9条（専門部）

執行委員会は必要に応じて、専門部を設置することができる。専門部員の任免は執行委員会が行う。

## 第2節 支部

### 第10条（構成と設置）

- 1、支部は、地域単位、業種単位、もしくは執行委員会が必要とする単位で構成し、ユニオンメンバーはいずれかの支部に所属する。
- 2、ユニオンメンバーの所属支部については、執行委員会で決定する。
- 3、支部の設置および改廃については、執行委員会で決定し、大会の追認を受ける。

### 第11条（目的と活動）

- 1、支部は、大会で決定された方針に基づき活動する。
- 2、所属支部のユニオンメンバーに対し、機関の方針、指示、指令の具体化をはかり、所属支部のユニオンメンバーの要求、意見等を機関の方針等へ反映させる。
- 3、当該支部のユニオンメンバー間の連帯・共同行動を促進するための、指導・援助を行う。
- 4、日常的な職能技術教育の推進と、出版・文化にかかわる情報ネットワークを構築する。
- 5、所属する地域の出版労連各地域協議会内の労働者との連帯・共同活動を行う。
- 6、地域共闘の推進をはかる。

## 第4章 加入および脱退

### 第12条（加入）

このユニオンへの加入は次の手続きによる。

ユニオンに加入しようとする場合は所定の加入申込書に必要事項を書き入れ、入会金および当月のユニオン会費をそえて執行委員会に申し出る。加入の可否は執行委員会で決定し大会の追認をうける。加入資格の発効は加入の可否を執行委員会が決定した日とする。

### 第13条（脱退）

- 1、脱退しようとする場合は所定の届出用紙をもって執行委員会に申し出る。
- 2、脱退の確認は執行委員会がおこない大会に報告する。
- 3、脱退に際してはユニオンに負っている財政上の債務を返済する。
- 4、脱退は申し出後1ヵ月を経た時点で発効する。

### 第14条（資格）

ユニオンメンバーの資格は次の通りとする。

- 1、第2条に定められた者は、正社員・契約社員・パート・アルバイトなどの雇用形態にかかわらずユニオンに加入することができる。
- 2、失業中のユニオンメンバーは、それを理由に資格を失うことはない。

- 3、労働組合法第2条に定める地位にある者はユニオンに加入することはできない。
- 4、出版労連中央執行委員会から推薦を得た者を準組合員とする。準組合員は、ユニオンの組織強化と運営の援助をおこなう。準組合員は、第15条に定める権利と義務を有する。

## 第5章 ユニオンメンバーの権利および義務

### 第15条（権利および義務）

ユニオンメンバーの権利および義務は次の通りである。

- 1、どのような場合でも、人種、宗教、政治的信条、性別、身分、門地などによってその資格を奪われることはない。
- 2、この規約にもとづいて、ユニオンのすべての活動に参加し、均等の取り扱いを受ける権利がある。
- 3、その構成する機関、会議に出席し、規約ならびに機関の決定にしたがって目的達成のために活動する。
- 4、所属する支部の定例支部会議に出席をし、日常から組織拡大を行うよう努める。
- 5、ユニオン会費および闘争資金ならびに臨時ユニオン会費を期日までに納入する。やむをえない場合は、執行委員会に対し、その納入の延期、減免申請をおこない、その承認を得た上で、大会の追認を必要とする。
- 6、ユニオン会費、闘争資金あるいは臨時ユニオン会費についての減免申請が認められないまま納入しない場合は次の取り扱いをおこなう。
  - イ、3ヵ月以上未納の場合、大会、および支部総会での議決権の停止。
  - ロ、6ヵ月以上未納の場合、この規約に定めた一切の権利停止。
  - ハ、1ヵ年以上未納の場合、ユニオンからの除籍。

## 第6章 機関

### 第16条（機関）

このユニオンは次の機関をおく。

- 1、大会
- 2、執行委員会

### 第1節 大会

#### 第17条（構成）

- 1、大会はユニオンの最高議決機関であって、支部ごとにユニオンメンバー5名につき1名の割合で直接無記名投票で選ばれた代議員によって構成される。

#### 第18条（招集）

- 1、大会は定期大会と臨時大会とし、執行委員長がこれを招集する。定期大会は毎年1回、原則として出版労連定期大会前に開催する。
- 2、臨時大会は次の場合に開催する。
  - イ、執行委員長が必要と認めたとき。
  - ロ、ユニオンメンバー総数の3分の1以上の要求があったとき。
  - ハ、代議員総数の2分の1以上の要求があったとき。

#### 第19条（告示）

大会開催にあたっては、14日前までに、日時、場所、議題など大会に必要な事項を文書を

もって告示しなければならない。

#### 第 20 条（成立要件）

大会の成立は、代議員定数の過半数の出席を必要とする。

#### 第 21 条（委任）

やむを得ない理由で大会に出席できない大会代議員は、その議決権を他の代議員に委任することができる。ただし、委任は、代議員 1 名につき 1 名とし、大会の成立要件ならびに議決数に算入する。

#### 第 22 条（議長）

大会の議長はそのつど選出する。

#### 第 23 条（議決権および議決）

大会の議決は特に定める場合を除き、出席代議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

#### 第 24 条（付議事項）

- 1、次の事項は定期大会で決めなければならない。
  - （1）年間運動方針
  - （2）年間予算および決算
  - （3）役員定数の決定およびその選出・罷免
  - （4）統制の決定
  - （5）他団体への加盟または脱退
  - （6）規約の改正
  - （7）その他重要な事項
- 2、前項（4）（6）の議決については、第 23 条の規定にかかわらず、第 72 条、第 81 条による。
- 3、次の事項は大会で決めなければならない。
  - （1）定期大会の決定により委任された事項
  - （2）追加予算および臨時ユニオン会費の徴収
  - （3）役員の辞任および補選
  - （4）争議行為に関する事項
  - （5）闘争体制の解除
  - （6）ユニオンメンバーの加盟承認
  - （7）支部の設置および改廃
  - （8）ユニオン会費の免除申請および闘争資金および臨時ユニオン会費についての減免申請の承認
  - （9）他団体との共闘組織への参加または脱退
  - （10）疑義を生じた規約の解釈
  - （11）この規約に基づく諸規則の決定および改廃
  - （12）その他必要事項
- 4、前項（4）の議決については、第 23 条の規定にかかわらず、第 65 条による。

### 第 2 節 執行委員会

#### 第 25 条（構成）

執行委員会はユニオンの執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長

および執行委員でこれを構成する。

#### 第 26 条（責任）

執行委員会は大会の議決および決定にもとづき、以下の各号に掲げる事項および執行をおこない、大会に対して責任を負う。

- 1、運動方針にもとづくユニオンの運営に関する活動
- 2、大会から付託された事項
- 3、その他必要事項

#### 第 27 条（権限）

- 1、使用者などとの団体交渉
- 2、大会への議案の提案
- 3、緊急な議決機関付議事項の審議、決定および執行。ただしこの場合、すみやかに議決機関の追認を得なければならない。
- 4、統制の提案
- 5、役員のおすすめ
- 6、専門部員の任免
- 7、その他議決機関の決定を執行するに必要な事項

#### 第 28 条（招集）

執行委員会は必要に応じて開催し、執行委員長が招集する。ただし執行委員の3分の2以上の請求があった場合、執行委員長はすみやかにこれを招集しなければならない。

#### 第 29 条（成立および議決）

執行委員会は執行委員の過半数の出席で成立し、議決は出席執行委員の3分の2以上とする。

### 第 7 章 役員

#### 第 30 条（構成）

このユニオンに次の役員をおく。ただし、やむを得ない場合は執行委員長代行、書記長代行をおくことができる。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1、執行委員長  | 1名  |
| 2、副執行委員長 | 若干名 |
| 3、書記長    | 1名  |
| 4、書記次長   | 若干名 |
| 5、執行委員   | 若干名 |
| 6、特別執行委員 | 若干名 |
| 7、会計監査   | 2名  |

#### 第 31 条（任務）

- 1、執行委員長はユニオンを代表し、ユニオンのすべての業務を統括する。
- 2、副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 3、書記長はユニオン業務を掌握し、日常業務を処理する。
- 4、書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故あるときはこれを代行する。
- 5、執行委員はユニオン業務を分担し掌握する。
- 6、特別執行委員は執行委員と共にユニオン業務を分担し掌握する。
- 7、会計監査はユニオンの財政業務を監査し、その結果を定期大会に報告する。

## 第 32 条（定数）

役員の定数はそのつど定期大会において決定する。

## 第 33 条（任期）

- 1、役員の任期は定期大会から次の定期大会までとし、再選を妨げない。
- 2、役員に欠員の生じた場合、臨時大会で補選することができる。補選によって役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 34 条（選出）

- 1、ユニオンメンバー、準組合員は第 30 条に定める役員に立候補することができる。ただし、特別執行委員は、出版労連中央執行委員会の推薦を得た者とする。
- 2、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員、特別執行委員、会計監査は、大会において、それぞれ直接無記名投票で選出する。

## 第 35 条（解任請求）

役員に次の行為があったときは、ユニオンメンバーは第 36 条の手続きにより、解任を請求することができる。

- 1、規約もしくは大会の決定に違反したとき。
- 2、正当な理由なく任務を怠り、ユニオンの業務に著しい障害を与えたとき。
- 3、ユニオンの名誉を著しく傷つけたとき。

## 第 36 条（手続き）

役員解任の請求はユニオンメンバー 3 分の 1 以上の連署によって成立する。

## 第 37 条（信任投票）

- 1、解任請求が成立したときは、すみやかに臨時大会を開催し信任投票を行う。該当役員は、その大会に先立って意見を述べることができる。
- 2、信任投票において過半数の信任があった場合は、その不信任は否決される。
- 3、不信任が可決した場合は役員はただちに辞任しなければならない。

## 第 8 章 支部

### 第 1 節 支部機関

## 第 38 条（支部の機関）

この支部は次の機関をおく。

- 1、支部総会
- 2、支部委員会

### 第 2 節 支部総会

## 第 39 条（支部の構成）

支部総会は支部の最高議決機関であって、その支部に所属する全ユニオンメンバーによって構成される。

## 第 40 条（支部総会の招集）

支部総会は定期支部総会と臨時支部総会とし、支部長がこれを招集する。定期支部総会は毎年 1 回、原則としてユニオン定期大会前に開催する。

また、臨時支部総会は次の場合に開催する。

- イ、支部長が必要と認めたとき。
- ロ、その支部に所属するユニオンメンバー総数の 3 分の 1 以上の要求があったとき。

第 41 条（支部総会の告示）

支部総会開催にあたっては、7日前までに、日時、場所、議題など支部総会開催に必要な事項を文書をもって告示しなければならない。

第 42 条（支部総会の成立要件）

支部総会の成立は、その支部に所属するユニオンメンバー総数の過半数の出席を必要とする。

第 43 条（支部総会の委任）

やむを得ない理由で支部総会に出席できない支部ユニオンメンバーは、その議決権を他の支部ユニオンメンバーに委任することができる。ただし、委任は、支部ユニオンメンバー 1 名につき 1 名とし、支部総会の成立要件ならびに議決数に算入する。

第 44 条（支部総会の議長）

支部総会の議長はそのつと選出する。

第 45 条（支部総会の議決権および議決）

支部総会の議決は特に定める場合を除き、出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 46 条（支部総会の付議事項）

1、次の事項は支部定期総会で決めなければならない。

- (1) 年間支部運動方針
- (2) 年間支部予算および決算
- (3) 支部役員定数の決定およびその選出・罷免
- (4) ユニオンの大会代議員の選出
- (5) その他重要な事項

2、前項(4)の議決については、第 45 条の規定にかかわらず、第 17 条による。

3、次の事項は支部総会で決めなければならない。

- (1) 支部定期大会の決定により委任された事項
- (2) 補正予算
- (3) 支部役員の辞任および補選
- (4) ユニオンの大会代議員の補選
- (5) 支部の争議行為に関する事項
- (6) 闘争体制の解除
- (7) 疑義を生じた支部規約の解釈
- (8) この規約に基づく支部における諸規則の決定および改廃
- (9) その他必要事項

2、前項(4)(5)の議決については、第 45 条の規定にかかわらず、第 17 条、第 68 条による。

第 3 節 支部委員会

第 47 条（支部委員会の構成）

支部委員会は支部の執行機関であり、支部長、副支部長、事務局長、事務局次長および支部委員でこれを構成する。

第 48 条（支部委員会の責任）

支部委員会は支部総会の議決および決定にもとづき、以下の各号に掲げる事項および執行

をおこない、支部総会に対して責任を負う。

- 1、支部運動方針にもとづく支部の運営に関する活動
- 2、支部総会から付託された事項
- 3、その他必要事項

#### 第 49 条（支部委員会の権限）

- 1、使用者などとの団体交渉
- 2、支部総会への議案の提案
- 3、緊急な議決機関付議事項の審議、決定および執行。ただしこの場合、すみやかに議決機関の追認を得なければならない。
- 4、支部役員の推薦
- 5、その他議決機関の決定を執行するに必要な事項

#### 第 50 条（支部委員会の招集）

支部委員会は必要に応じて開催し、支部長が招集する。ただし支部委員の 3 分の 2 以上の請求があった場合、支部長はすみやかにこれを招集しなければならない。

#### 第 51 条（支部委員会の成立および議決）

支部委員会は支部委員の過半数の出席で成立し、議決は出席支部役員の 3 分の 2 以上とする。

### 第 4 節 支部役員

#### 第 52 条（支部役員の構成）

この支部に次の支部役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1、支部長   | 1 名 |
| 2、副支部長  | 若干名 |
| 3、事務局長  | 1 名 |
| 4、事務局次長 | 若干名 |
| 5、支部委員  | 若干名 |
| 7、会計監査  | 2 名 |

#### 第 53 条（支部役員の任務）

- 1、支部長は支部を代表し、支部のすべての業務を統括する。
- 2、副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- 3、事務局長は支部の業務を掌握し、日常業務を処理する。
- 4、事務局次長は書記長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代行する。
- 5、支部委員は支部の業務を分担し掌握する。
- 6、会計監査は支部の財政業務を監査し、その結果を支部総会に報告する。

#### 第 54 条（支部役員の定数）

支部役員の定数はそのつど支部総会において決定する。

#### 第 55 条（支部役員の任期）

- 1、支部役員の任期は定期支部総会から次の定期支部総会までとし、再選を妨げない。
- 2、支部役員に欠員の生じた場合、臨時支部総会で補選することができる。補選によって支部役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 56 条（支部役員の選出）

- 1、支部ユニオンメンバー、準組合員は支部役員に立候補することができる。

2、支部長、副支部長、事務局長、事務局次長、支部委員は、支部総会において、それぞれ直接無記名投票で選出する。

#### 第 57 条（支部役員の解任請求）

支部役員に次の行為があったときは、支部ユニオンメンバーは第 58 条の手続きにより、解任を請求することができる。

- 1、支部規約もしくは支部総会の決定に違反したとき。
- 2、正当な理由なく任務を怠り、支部の業務に著しい障害を与えたとき。
- 3、支部の名誉を著しく傷つけたとき。

#### 第 58 条（支部役員の解任手続き）

支部役員解任の請求は支部ユニオンメンバー 3 分の 1 以上の連署によって成立する。

#### 第 59 条（支部役員の信任投票）

- 1、解任請求が成立したときは、すみやかに臨時支部総会を開催し信任投票を行う。該当支部役員は、その支部総会に先立って意見を述べるができる。
- 2、信任投票において過半数の信任があった場合は、その不信任は否決される。
- 3、不信任が可決した場合は支部役員はただちに辞任しなければならない。

### 第 9 章 上部団体役員など

#### 第 60 条（出版労連大会代議員）

出版労連大会代議員は、大会において直接無記名投票により選出する。

#### 第 61 条（出版労連中央委員）

出版労連中央委員候補は、執行委員会で決定し、大会の承認を得る。

#### 第 62 条（上部団体役員候補）

出版労連本部役員などユニオンの加盟する上部団体の大会で選出される役員立候補者は、執行委員会の推薦により、大会の承認を得る。

#### 第 63 条（上部団体の機関任命による委員会）

出版労連地協委員、専門部員などユニオンの加盟する上部団体の機関から任命される委員・部員などについては、執行委員会で決定し、大会の追認を得る。

### 第 10 章 争議および闘争体制

#### 第 64 条（争議行為の目的）

ユニオンは第 4 条の目的達成のため、以下の各号に掲げる事項について罷業その他の争議を行う。

- 1、労働条件の改善、労働協約の締結
- 2、産業別統一労働協約の締結
- 3、争議団の支援、弾圧反対などの連帯の表示
- 4、全労働者的、市民的もしくは制度的課題の達成

#### 第 65 条（争議行為の開始）

罷業その他の争議を行うときは、その目的と要求を明らかにした上、次の手続きを経る。

- 1、同盟罷業の決定は直接無記名投票で行い、ユニオンメンバー総数の過半数の賛成がなければならない。
- 2、出版労連の産業別統一ストライキ権が確立された場合は、ただちにユニオンメンバー全員の直接無記名による批准投票を行う。その際の批准の可否は本条 1 号を適用する。

3、投票は全ユニオンメンバーの投票を保障する投票期間を設けなければならない。

#### 第 66 条（争議行為の指令権）

争議行為は執行委員会の指令にもとづいて行う。

### 第 11 章 支部の争議および闘争体制

#### 第 67 条（支部の争議行為の目的）

支部は第 4 条の目的達成のため、以下の各号に掲げる事項について罷業その他の争議を行う。

- 1、労働条件の改善、労働協約の締結
- 2、産業別統一労働協約の締結
- 3、争議団の支援、弾圧反対などの連帯の表示
- 4、全労働者的、市民的もしくは制度的課題の達成

#### 第 68 条（支部の争議行為の開始）

罷業その他の争議を行うときは、その目的と要求を明らかにした上、支部において次の手続きを経る。

- 1、同盟罷業の決定は直接無記名投票で行い、その支部に所属するユニオンメンバー総数の過半数の賛成がなければならない。
- 2、投票はその支部に所属する全ユニオンメンバーの投票を保障する投票期間を設けなければならない。

#### 第 69 条（支部の争議行為の指令権）

争議行為は、支部委員会の指令にもとづいて行う。

### 第 12 章 統制

#### 第 70 条（統制）

ユニオンメンバーに次の各号にあたる行為のあったときは、警告、権利停止、脱退勧告、除名の統制処分を行うことができる。

- 1、規約、機関の決定に著しく違反する行為のあったとき。
- 2、ユニオンの名誉を著しく傷つけたり、ユニオンに重大な損害を与えたとき。
- 3、争議期間中に執行委員会の指令に違反し、統制を乱し、争議遂行に不利益を与えたとき。

#### 第 71 条（統制の提案と統制委員会）

- 1、統制の提案権は執行委員会がもつ。
- 2、執行委員会がユニオンメンバーの統制処分を行おうとするときは、大会で選出された統制委員会に諮問しなければならない。
- 3、統制委員会は当該ユニオンメンバーを喚問して事実を調査し、執行委員会に答申する。
- 4、執行委員会は統制委員会の答申にもとづいて、大会に対して統制の提案をする。

#### 第 72 条（統制の決定）

- 1、統制処分の決定は大会で行う。
- 2、警告、権利停止、脱退勧告の場合は、大会で、直接無記名投票を行い、代議員定数の過半数の賛成を必要とする。
- 3、除名の場合は、大会ではかった上、直接無記名投票を行い、ユニオンメンバー総数の過半数の賛成を必要とする。
- 4、除名の場合の投票は、全ユニオンメンバーの投票を保障する投票期間を設けなければな

らない。

5、当該ユニオンメンバーは、自己の統制処分に関し、機関において弁明することができる。

### 第 13 章 財政

#### 第 73 条（収入）

ユニオンの収入は入会金、ユニオン会費、臨時ユニオン会費、事業収入、寄付などによる。  
ただし、寄付金など受納の可否は執行委員会で決める。

#### 第 74 条（ユニオン会費）

ユニオンの入会金、およびユニオン会費については、別途ユニオン会費規定で定める。

#### 第 75 条（臨時徴収）

ユニオンの活動に必要なあるときは、大会の承認を経て、臨時ユニオン会費を徴収することができる。

#### 第 76 条（闘争資金）

ユニオンの闘争資金については、別途ユニオン闘争資金規定で定める。

#### 第 77 条（会計年度）

ユニオンの会計年度は6月1日より翌年5月末日までとする。

#### 第 78 条（予算）

ユニオンの予算は執行委員会提案により定期大会で決定する。

#### 第 79 条（決算）

決算は会計監査ならびに大会で承認された職業的資格のある会計監査人の監査を受け、定期大会に報告し、承認を得なければならない。

### 第 14 章 附則

#### 第 80 条（諸規則・規定の制定）

このユニオンの業務遂行のため必要とする諸規則・規定の制定・改廃は、大会で行う。

#### 第 81 条（規約の改正）

この規約の改正は、大会で、直接無記名投票により代議員定数の過半数の賛成を必要とする。

#### 第 82 条（ユニオンの解散）

- 1、このユニオンの解散は、大会ではかった上、直接無記名投票を行い、ユニオンメンバー総数の四分の三以上の賛成を必要とする。
- 2、投票は全ユニオンメンバーの投票を保障する投票期間を設けなければならない。

#### 第 83 条（規約の発効）

この規約は 2004 年 9 月 4 日から発効する。

以上

### 出版情報関連ユニオン ユニオン会費規定

- 1、この規定は、出版情報関連ユニオン（以下、ユニオンとする）の規約第 74 条に基づき、ユニオンの入会金およびユニオン会費について定めるものである。
- 2、ユニオンの入会金は、1,000 円とし、加入申込時に納入する。
- 3、ユニオン会費は、月額 5,000 円（年 12 回払い）とする。ただし、収入に応じて本規定第 4 項に定めるとおり減額措置を講じる。

ユニオン会費には、出版共済会の団体セット共済（医療・交通災害）・組合活動事故見舞金共済・慶弔共済の掛金と、出版労連会費を含む。

- 4、減額措置は、月例賃金（残業代を除く）または、年収（一時金、残業代込み）を下表にあてはめ、ユニオン会費額の安い方を適用する。

ユニオン会費	月例賃金	年収
5,000 円	30 万円超	510 万円超
4,500 円	27 万円超 30 万円以下	459 万円超 510 万円以下
4,000 円	24 万円超 27 万円以下	408 万円超 459 万円以下
3,500 円	21 万円超 24 万円以下	357 万円超 408 万円以下
3,000 円	18 万円超 21 万円以下	306 万円超 357 万円以下
2,500 円	18 万円以下	306 万円以下

出版労連加盟の単組と 2 重加盟するユニオンメンバーは、その他、一律 1,000 円を減額する。

減額を希望するユニオンメンバーは、直近の賃金明細(写)または、前年の源泉徴収票(写)を毎年 4 月末までに組合に提出し申請する。執行委員会で確認の上、毎年 6 月分のユニオン会費から 1 年間に限り減額する。

- 5、準組合員のユニオン会費

単組との二重加盟の準組合員のユニオン会費は、月額 1,000 円とする。

OB の準組合員のユニオン会費は、月額 2,000 円とする。

準組合員は、団体セット共済（500 円型）は任意加入とし、加入する場合は 500 円増額する。

- 6、ユニオン会費の納入は、当月の 5 日までに納入する。納入方法は、郵便貯金からの引落、郵便振替、現金で直接納入、支部、または、職場単位で集金のいずれかの方法とする。
- 7、この規定の改定は、ユニオン規約第 24 条の 3 の(10)の規定により大会で行う。
- 8、この規定は、2004 年 9 月 4 日から発効する。

以上

ユニオン会費に含まれる、団体セット共済（500 円型）のセット内容は、医療共済（団体型）4 口（400 円）と交通災害共済 1 口（100 円）です。このセット共済の共済金額（給付内容）は下記の通りとなります。

入院（ただし、180 日限度）

\* 病气入院..... 1 日 2,400 円（ただし、連続 7 日以上で初日から給付）

\* ケガ・交通事故入院..... 1 日 5,400 円（初日より給付）

休業通院（ただし、90 日限度）

\* 病气・ケガ..... 1 日 1,000 円（ただし、連続 10 日以上）

\* 交通事故..... 1 日 1,500 円（初日より給付、連続 10 日以上から 2,500 円）

死亡（交通事故に限る）200 万円

障害（交通事故に限る）8 万円～200 万円（障害等級による）

「出版情報関連ユニオン」被雇用企業に労働組合がある場合の組織原則

**その企業に出版労連加盟組合がある場合**

- a オルガナイザーは出版労連中央執行委員会と単組の了解を得て二重加盟する。  
出版情報関連ユニオン規約で「準組合員」として位置づけを明記。
- b 単組の組合員の範囲外の非正規雇用者、中間管理職は個人加盟の対象とする。  
必要に応じて、単組と協議・協力してすすめる。  
(その場合でも、管理職は労組法の組合員適格者とする)
- c 単組の組合員対象の正規雇用者は原則としてその単組に加わって活動する。  
個人加盟を希望する人がでた場合は(二重、単独にかかわらず)当人および単組と十分協議する。  
例外的に個人加盟を認める場合も、従来の企業内労使関係、労使交渉を配慮してすすめる。

**その企業に労働組合があるが労連未加盟の場合**

出版情報関連ユニオンに個人加盟を希望する場合は基本的に受け入れる。

- イ 労組が上部組織に加盟している場合、していない場合
- ロ 労組がユニオンショップの場合、オープンの場合
- ハ 労組の対象範囲内または非正規(有期)、管理職の場合
- ニ 二重加盟するのか、こちらのみか  
など、多様なケースがありうる(すでに、いくつかの例あり)  
ユニオンショップの場合など、状況によっては既存労組と協議し了解を得る。

以上

他団体への加盟

出版情報関連ユニオンは、下記の団体に加盟します。

- ・千代田区労働組合協議会
  - ・文京区労働組合協議会
  - ・中央区労働組合協議会
  - ・豊島区労働組合協議会
  - ・杉並区労働組合総連合
- 京都支部、大阪支部関連の団体加盟については、各支部総会で確認する。

以上